

霧島市生活環境美化条例の一部改正について

霧島市生活環境美化条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市生活環境美化条例の一部を改正する条例

霧島市生活環境美化条例（平成19年霧島市条例第49号）の一部を次のように改正する。  
第8条第1項中「9月の第2土曜日」を「9月の第1日曜日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

従来のふれあいボランティアの開催日が、学校の出校日と重なるに至ったことから、当該開催日を市民が参加しやすい日に変更するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。